

亀山市告示第50号

亀山市タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年8月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市タクシー料金助成事業実施要綱（平成19年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第135条の規定による自動車税」を「第137条の13の規定による種別割」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。